

令和 8 年度学習指導要領改訂に向けた 「生命(いのち)の安全教育」の制度的位置づけ強化に関する提言(案)

文部科学省が「生命(いのち)の安全教育」を学習指導要領に位置づける方向で検討を進め、教材に「性的同意」を明記するなど内容の充実を図っていることを、歓迎いたします。

一方で、全国約 3 万 8 千校における実施状況には地域差があり、十分に定着しているとは言い難い状況があります。また、IT 技術の発展に伴い SNS を起点とするいじめや性被害の低年齢化、写真や動画の拡散、生成 AI を用いた偽画像の問題など、子どもを取り巻く環境は急速に変化しています。2026 年 12 月に施行される子ども性暴力防止法(日本版 DBS 法)は、事業者のチェック機能に止まり、子どもの予防教育の視点が欠けています。

「生命(いのち)の安全教育」は、単なる危険回避の知識にとどまらず、自他を尊重し、安心して成長できる社会基盤を支える教育として、住んでいる地域に限らず、すべての子どもが恩恵を受けられるよう、財政的措置を含めたより確実な制度的位置づけが求められます。

本提言は、制度的位置付けを強化することで、現行制度の枠内で実効性を高めつつ、将来に向けた質的向上を視野に入れた段階的強化を求めるものです。

【提言1】学習指導要領への明確な位置づけと全国的な実施の確保

令和 8 年度改訂において、「生命(いのち)の安全教育」を明確に位置づけ、すべての学校で計画的に実施される体制を整えてください。

- 年3 回以上の実施を目安として明示
- 保健体育・道徳・家庭科・特別活動、総合学習等、既存の授業枠内での体系的整理と実践例の蓄積
- 実施状況の把握と、実施率の低い地域への財政的支援を含めた施策の展開

【提言2】性的同意・対等な関係性・性の多様性・デジタル課題への体系的対応

「生命(いのち)の安全教育」は、人権教育を基盤とする取組とされていることを踏まえ、生命(いのち)の安全教育の目的である子どもが加害者にも被害者にも傍観者にもならないために、その趣旨が形式的にとどまらず、実質的に実践される体制の強化を求めます。

具体的には、「生命(いのち)の教育」において次の事項を発達段階に応じて体系的に扱うことが重要です。

- 性的同意の基本的理解
- 「沈黙は同意ではない」ことの周知
- 対等な関係性と相互尊重の重要性
- 性別役割や性表現を固定化しない多様性のある表現
- SNS や画像送信に伴うリスク
- オンライン上での不適切行為の法的責任
- 加害をしない/権力性を認識するための加害防止教育(Perpetration Prevention)の導入
- 被害者責任論につながる「被害予防(被害者側に行動制限を求める)教育」の単独実施の禁止

【提言3】外部専門家の活用による専門性の補完と地域格差の是正

性的同意・オンライン被害など専門性を要する内容については、外部専門家を活用した授業を段階的に導入することを提案します。

- 小学校 4 年～中学校 3 年で年 1 回程度の実施を想定
- 国と自治体による共同負担で財源を確保
- 依頼・調整は自治体単位で行い、学校の事務負担を軽減

6 学年(小 4～中 3)モデルでは、全国実施に必要な経費は年間約 9～11 億円規模と試算されます(別紙参照)。比較的抑制的な財政規模で、専門的知見を全国に届けることが可能です。

【提言4】教員研修体制の強化と安全な学校環境の確保

「生命(いのち)の安全教育」を実効性あるものとするためには、教員の理解と専門性の向上が不可欠です。2022 年に教職員性暴力防止法が施行されたにもかかわらず、教員による性加害事案の報告はその後も絶えることがなく、子どもが安心して学べる環境を確保する観点からも、性暴力に関する理解と適切な関係性の在り方について、教職員全体の研修強化が求められます。

- 「加害行為の定義」の明確化と周知徹底
- 国による標準的な研修プログラムの整備
- オンライン研修教材の全国提供
- 管理職を含む体系的研修の実施
- 教員養成課程における性犯罪・性暴力に関する学習(性暴力の構造、権力性、加害者の心理(グルーミング)、境界線の理解、教員が職務上持つ権力性への自覚を扱う科目)の導入
- 初犯を防ぐ観点からの採用段階での全国統一構造化面接の実施

おわりに

私たちは、「生命(いのち)の安全教育」を、子ども一人ひとりの尊厳と心身の安全を守る基盤的教育として確立するため、令和 8 年度学習指導要領改訂において、より明確な制度的位置づけと実効性ある推進策を講じられることを強く要望いたします。

2026年3月吉日

一般社団法人 Spring
公益財団法人ジョイセフ
公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン

賛同団体(順不同)
認定 NPO 法人虹色ダイバーシティ
femUniti 株式会社
ココカラウィメンズクリニック
一般社団法人 Broken Rainbow-japan
つながるひかり
NPO 法人ピルコン
認定 NPO 法人ピッコラーレ
Be the Change Okinawa
Action Ryukyu Okinawa
村井社会保険労務士事務所
株式会社ファミレッジ
一般社団法人彩の国思春期研究会
i知 安心生活
JAWW(日本女性監視機構)
パープルシードあなん
徳島いのちと性を学ぶプロジェクト
一般社団法人 CSE HUB
旭の森助産院
女性グループ・すいーぷ
NPO 法人ハッピーウーマンプロジェクト

(別紙1)「生命(いのち)の安全教育」の実施状況について

1. 全国的な実施状況

文部科学省の報告書によれば、全国の学校 38,171 校のうち、性犯罪・性暴力防止に関する教育を行っている学校は 17,278 校(45.3%)でした。そのうち、文部科学省の「生命(いのち)の安全教育」の教材を用いている学校は 5,663 校で、実施校の 32.8%を占めています。

◆「性犯罪・性暴力防止」のための教育を実施していると回答した学校の割合

合計	幼稚園	小学校	中学校	高校	特別支援学校
17,278 校 45.3%	574 校 13.3%	7,950 校 44.2%	5,212 校 56.7%	2,719 校 61.9%	565 校 50.2%

◆このうち、「生命(いのち)の安全教育教材」を活用していると回答した学校の割合

合計	幼稚園	小学校	中学校	高校	特別支援学校
5,663 校 32.8%	214 校 37.3%	3,419 校 43.0%	1,446 校 27.7%	365 校 13.4%	128 校 22.7%

※データ引用：文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査〔令和5年度実績〕」65 頁、69 頁。https://anzenkyouiku.mext.go.jp/report-gakkouanzen/data/r05/ope_dev05-3.pdf

2. 自治体間の格差

実施率は自治体によってばらつきが見られます。文部科学省の調査では、東京都では、性犯罪、性暴力防止のための教育に係る安全教育を行っている学校が、調査対象となった 1903 校中 1,436 校にのぼり、そのうち文部科学省作成の「生命(いのち)の安全教育教材」を活用している学校は 894 校(62.3)%でした。対して、富山県では、調査対象校 306 校中で性犯罪、性暴力防止のための教育に係る安全教育を行っている学校は 154 校、そのうち文部科学省作成の「生命(いのち)の安全教育教材」を活用している学校は 8 校(5.2%)でした※。

地域によってばらつきがある背景として、以下の課題が指摘されています。

- 教員の専門性への不安
- 指導時間確保の困難
- 保護者説明への配慮
- 教材・指導計画の不足

この結果、同じ国内であっても、子どもが受けられる教育内容に地域差が生じている状況があります。全国の子どもが、居住地域にかかわらず、基礎的な安全教育を受けられる体制整備が求められています。

※データ引用：文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査〔令和5年度実績〕」222 頁。https://anzenkyouiku.mext.go.jp/report-gakkouanzen/data/r05/ope_dev05-3.pdf

(別紙2)生命(いのち)の安全教育における外部専門家活用に関する制度的整理

1. 政府方針における位置づけ

■「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」

(令和2年6月11日 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定)

同方針においては、性犯罪・性暴力の未然防止のための教育・啓発の充実および専門機関との連携強化が明記されている。学校教育における取組の推進とともに、専門的知見の活用が重要とされている。

2. 「生命(いのち)の安全教育」の導入経緯

■ モデル事業開始:令和3年度(2021年度)

■ 全国展開開始:令和5年度(2023年度)

文部科学省は教材および指導の手引きを作成・公表し、全国の学校における実施を推進している。令和6年度以降、教材の改訂において「性的同意」の明記等、内容の充実が図られている。

3. 外部専門家活用に関する制度的根拠

■ 文部科学省「学校における外部人材の活用について」関連通知

(令和元年以降、各種通知において継続的に周知)

学校教育法施行規則及び関連通知に基づき、特別活動、総合的な学習の時間、保健体育等において外部人材を活用することは制度上可能とされている。

■ こども家庭庁発足(令和5年4月)以降の性被害防止対策関連周知

性暴力防止や被害者支援の推進にあたり、関係機関・専門機関との連携強化が示されている。

4. 制度的整理

以上の経緯を踏まえると、令和2年6月の政府方針から外部人材活用に関する既存通知の流れの中で、外部専門家の活用は制度上排除されておらず、現行制度の枠内で実施可能な運用である。

本提言における外部専門家活用の提案は、

1. 新たな制度創設を求めるものではなく
2. 既存方針の実効性を高めることを目的とし
3. 学校現場の負担軽減および教育の質の確保を図る

ものである。

5. 留意点

外部専門家の活用にあたっては、以下の点が重要である。

- 学習指導要領の趣旨を踏まえること
- 学校と自治体の連携のもとで実施すること
- 教員の役割を補完する位置づけとすること

(別紙3)外部専門家導入モデルに係る概算試算について

1. 謝金単価の設定根拠(3 時間拘束モデル)

授業 2 コマ相当(準備・打合せ・質疑応答含む)を想定し、国家公務員等の謝金基準に準拠して算定。

区分	時間単価	拘束時間	日額相当	主な想定職種
標準専門家	7,900 円	3 時間	23,700 円	助産師・心理士・教育関係者
講演扱い	8,940 円	3 時間	26,820 円	大学教員・講師・NPO 代表等
高度専門家	9,800 円	3 時間	29,400 円	医師・弁護士・ICT 専門職

※出典:「国家公務員等非常勤職員報酬基準」

※デジタル庁・内閣府委託事業謝金基準(2023 年度)参照

2. 学校数の根拠

文部科学省「2024 年度学校基本調査」に基づく学校数(合計:30,977 校)

- 小学校:18,506 校
- 中学校:9,033 校
- 高等学校:3,438 校

3. 積算方式

総額 = 学校数 × 対象学年数 × 日額単価

※各学年につき年 1 回実施を想定。1 校あたり学年ごとに 1 回実施する設計

4. 全国規模試算

導入対象	対象学年	年間授業回数	年間予算(23,700 円)	年間予算(29,400 円)
小 1～高 3	12 学年	約 148,449 回	約 35.2 億円	約 43.6 億円
小 3～高 3	10 学年	約 111,437 回	約 26.4 億円	約 32.8 億円
小 5～高 3	8 学年	約 74,425 回	約 17.6 億円	約 21.9 億円
小 4～中 3	6 学年	約 37,413 回	約 8.9 億円	約 11.0 億円

5. 提言モデル(第一段階)

本提言では、政治的・財政的実現可能性を考慮し、小 4～中 3(6 学年)モデル年間約 8.9 億円～11.0 億円規模を最小導入モデルとして提案する。

6. 財政的妥当性

- 国と自治体の 1:1 負担を想定
- 性暴力防止・子どもの安全対策関連予算との連動が可能
- 数百万人規模の子どもを対象とする施策としては比較的抑制的規模

7. 段階的拡大の考え方

初期段階は 6 学年モデルとし、実施状況・効果検証を踏まえ、段階的に拡大を検討することが望ましい。